

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

- (1) 判事の員数を50人増加し、判事補の員数を23人減少すること（第一条関係）

民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を50人増加し、判事補の員数を23人減少しようとするものであり、これは、判事の定員を27人増員するとともに判事補の定員から判事の定員へ23人の振替を行うことにより、執務態勢の強化を図ろうとするもの。

- (2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少すること（第二条関係）

民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官を24人増員し、並びに事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を17人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を76人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少しようとするもの。

3 施行期日

平成29年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

1 裁判官の定員の増員

区 分	理 由	員 数
判 事	(1) 民事訴訟事件の審理充実 (2) 家庭事件処理の充実強化	50

(注) 増員数は判事補からの振替 23 を含む。これに伴い、判事補は 23 減となる。

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所書記官	(1) 民事訴訟事件の審理充実 (2) 家庭事件処理の充実強化	24			24
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-5	-5
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	17			17
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-71	-71
合 計		41		-76	-35

平成19年度～平成29年度の増員・減員内訳

年 度	区 分	判 事	判事補	簡 裁 判 事	小 計	一般職	合 計
平成19年	民事訴訟事件の審理充実 刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備 家庭事件処理の充実強化	40	35		75	130	205
	減 員				0	△ 130	△ 130
	合 計	40	35	0	75	0	75
平成20年	民事訴訟事件の審理充実 刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備 家庭事件処理の充実強化	40	35		75	120	195
	減 員				0	△ 120	△ 120
	合 計	40	35	0	75	0	75
平成21年	民事訴訟事件の審理充実 刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備 家庭事件処理の充実強化	40	35		75	130	205
	減 員				0	△ 127	△ 127
	合 計	40	35	0	75	3	78
平成22年	民事訴訟事件の審理充実 民事執行事件処理の充実強化 家庭事件処理の充実強化	65			65	75	140
	減 員		△ 20		△ 20	△ 75	△ 95
	合 計	65	△ 20	0	45	0	45
平成23年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	45			45	80	125
	減 員				0	△ 80	△ 80
	合 計	45	0	0	45	0	45
平成24年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	30			30	80	110
	減 員				0	△ 110	△ 110
	合 計	30	0	0	30	△ 30	0
平成25年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	32			32	48	80
	減 員				0	△ 81	△ 81
	合 計	32	0	0	32	△ 33	△ 1
平成26年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	32			32	44	76
	減 員				0	△ 80	△ 80
	合 計	32	0	0	32	△ 36	△ 4
平成27年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	32			32	40	72
	減 員				0	△ 76	△ 76
	合 計	32	0	0	32	△ 36	△ 4
平成28年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	32			32	40	72
	減 員				0	△ 76	△ 76
	合 計	32	0	0	32	△ 36	△ 4
平成29年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 事件処理の支援のための体制強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	50			50	41	91
	減 員		△ 23		△ 23	△ 76	△ 99
	合 計	50	△ 23	0	27	△ 35	△ 8

平成29年度増加人員表

官 職		区 分	ワークライフバランス推進 国家公務員の女性活躍と 体制強化 事件処理の支援のための 家庭事件処理の充実強化 民事訴訟事件の審理充実
裁判官	判 事		50
行 (一)	書記官		(17) 24
	事務官		(12) 17
合 計			(29) 91

- (注) 1 上段の () は、自律的再配置によるもので内数である。
 2 他に、振替（判事補から判事への振替23、速記官から書記官への振替5）及び政府からの協力要請（平成26年7月25日付け内閣官房長官「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について）に対応するものとして削減71がある。

平成 2 9 年 度 増 員 経 費 内 訳

1 増員要求に伴う経費

(1) 裁判官 (判事)

人 件 費 2 4 8, 8 0 4 千円

(2) 裁判官 (判事補)

人 件 費 △ 1 2 0, 4 5 2 千円

(3) 一般職 (書記官等)

人 件 費 1 6 1, 8 5 2 千円

合 計

2 9 0, 2 0 4 千円

2 定員合理化に伴う経費

人 件 費 △ 3 7 6, 3 5 6 千円